

# 函館市西部地区まちぐらし検討会議設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、函館市西部地区再整備事業基本方針に定めた重点プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、函館市西部地区まちぐらし検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロジェクトの進め方の検討や評価に関する事項
- (2) その他会議において必要と認める事項

## (組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、プロジェクトに関連する分野に属する各種団体から推薦された者、学識経験者、公募による者その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

## (会議)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。
- 3 会議は、座長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 座長は、会議の進行と調整を行う。

5 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求める、その意見または説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(謝礼)

第7条 市長は、委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市建設部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行する。